

# 市民税・県民税の申告と 所得税の確定申告

申告は 期間内に

申告期間は、2月16日(金)～3月15日(木)

市民税・県民税の申告は、平成30年1月1日現在、市内にお住まいで、前年中に所得があった方に義務付けられています。また、所得税の確定申告は、前年中の所得を確定し、それに対する所得税を精算するためのものです。申告は、期間内に忘れずにお済ませください。

## 市民税・県民税の申告

### 申告が必要な方

平成30年1月1日現在、市内在住で次のいずれかに該当する方です。ただし、所得税の確定申告をした方は不要です。

#### ◆給与所得者

① 勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない方（市への提出の有無は勤務先にご確認ください。パート、アルバイトなども含まれます）

② 給与所得以外に所得がある方（営業・農業・不動産・配当所得などが20万円以下の方）

#### ◆給与所得者以外の方

① 所得税が課税になる所得金額に達しない営業、農業、不動産、雑（公的年金を含む）などの所得がある方

#### ◆市内に事業所・事務所・住宅があり、狭山市以外に住所がある方

他の市町村で課税されている方も市内に事業所や住宅がある場合、申告が必要な場合があります（事業所課税、家屋敷課税の対象）。※収入がない方でも、国民健康保険

## 所得税の確定申告

確定申告をすることで、所得税を納付する場合と還付される場合があります。

### ◆申告が必要な方

次のいずれかに該当する方です。

#### ◆給与所得者

- ① 勤務先で年末調整を受けていない方（途中退職した方を含む）
- ② 2か所以上から給与の支払いを受けている方（前職分を含んだ年末調整をした方を除く）
- ③ 年収が2千万円を超えている方
- ④ 給与所得以外の所得が20万円を超えている方
- ⑤ 雑損、医療費、寄附金、住宅借入金等特別控除などを受ける方

●ご利用ください「セルフメディケーション税制」（医療費控除の特例）  
セルフメディケーションとは「自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」です。

この特例では、健康診断や予防接種などで適切に健康管理を行っている個人が、平成29年1月1日以降に、スイッチOTC医薬品（医師の処方箋が必要ない医薬品）を購入した場合、その年中に支払った合計額の12,000円を超える部分の額（上限88,000円）について、所得控除を受けることができます。

なお、この特例を適用する場合は、通常の医療費控除を受けられません。  
**必要書類**①セルフメディケーション税制の明細書（指定様式は市民税課、公民館に用意。任意の場合は薬局名、薬品名、金額を記載）②健康診断や予防接種などを行った証明書

確定申告は所沢税務署へ  
所得税の確定申告書は、国税庁ホームページの申告書等作成コーナーを利用し、ご自身で作成の上、

#### ◆給与所得者以外の方

① 営業、農業、不動産、雑（公的年金を含む）などの所得が所得控除を超えている方

※公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、ほかの所得の金額が20万円以下の場合には、確定申告書を提出しなくてもよいことになっています。ただし、外国の制度に基づき国外で支払われる年金など、源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方には適用されません

② 土地、建物、株式、先物取引などの分離所得がある方

#### ◆確定申告は所沢税務署へ

郵送か持参で所沢税務署（〒359-8601 所沢市並木1-7）へ提出してください。  
受付日時 2月16日(金)～3月15日(木) 9時～17時（土・日曜日を除く。ただし、2月18・25日の日曜日は申告を受け付けます）  
※会場が混雑している場合には、申告の受け付けを早めに締め切る場合がございます  
※国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用すると、インターネット経由で休日や夜間でも申告ができます

#### ◆税理士による無料税務相談

年収600万円以下の給与・年金所得者で、医療費控除を受けた方や途中退職した方に、無料で申告相談と申告書作成を行います。  
相談期間 2月1日(木)～15日(木)（土・日曜日、祝・休日を除く） ※相談場所などは申し込みのときに案内します  
申込み 関東信越税理士会 所沢支部（平日の10時～12時と14時～16時）へ ☎2993・0822  
.....

#### ◆問合せ

市民税・県民税に関すること 市民税課へ内線1094  
所得税に関すること 所沢税務署へ ☎2993・9111（自動音声に従って要件をお選びください）

## 60歳以上の方向けの出張申告日程

実施日	受付会場	受付時間
1月29日(月)	奥富公民館	10時～15時
1月30日(火)	柏原公民館	
2月 1日(木)	狭山台公民館	
2月 2日(金)	水野公民館	
2月 5日(月)	堀兼公民館	
2月 6日(火)	新狭山公民館	
2月 8日(木)	入曽公民館	
2月 9日(金)	水富公民館	
2月13日(火)	広瀬公民館	

※提出できる申告の種類は、市役所会場と同じです。会場には、申告者用の駐車場はありませんので、ご注意ください

#### ◆市役所での申告書の受付

市役所会場では、パソコンを使って申告書を作成しますので、事前に申告用紙を入手する必要はありません。なお、医療費控除などの申告には、事前に明細書の作成をお願いします。  
受付日時 2月16日(金)～3月15日(木) 9時～16時（土・日曜日を除く。ただし、2月18・25日の日曜日は15時まで申告を受け付けます） 申告会場 市役所6階会議室 提出でき

る申告書の種類 市民税・県民税の申告と給与、年金収入、配当・分離を除く、雑、一時所得の簡易な確定申告  
※営業・不動産所得がある方や平成28年分以前の確定申告は受け付けできません  
※駐車場数に限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください

※待ち時間が2時間を超えることもあります。申告書類は白書した上なるべく郵送などの提出をお願いします  
※所得税の確定申告書などは、1月15日(月)から市民税課、公民館で配布予定です

## 市民税・県民税の申告や確定申告に必要なもの

- ① 印鑑、筆記用具
- ② マイナンバーカード（または通知カードと身分確認書類）
- ③ 平成29年中の収入金額が分かる資料  
源泉徴収票、支払調書など
- ④ 各種控除に必要な資料  
▼平成29年中に支払った国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの領収書  
または納付済額のお知らせ（平成29年分、年金天引き額を除く額のお知らせとなります）  
▼国民年金保険料の支払い証明書  
書か領収書  
▼生命保険料、地震保険料などの控除証明書  
▼障害者手帳、障害者控除対象者認定書など
- ⑤ 医療費控除を受ける方  
▼個人や病院ごとにまとめた明細書  
▼平成29年中に支払った病院薬局などの領収書  
▼平成29年中の支払いに対して、保険金などで補てんされた金額（今後、支払われるものも含む）の分かるもの
- ⑥ 所得税の還付申告をする方  
▼申告者名義の預貯金通帳など（支店名、口座番号が分かるもの）